



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和2年4月28日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 米村 慎二
主任監察監督官 佐藤 浩一
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

62.9%の事業場に対し労働基準関係法令の是正を指導 ～平成31年に実施した監督指導の取りまとめ結果～

北海道労働局(局長 福士 亘)は、この度、平成31年(令和元年)に管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導()の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

北海道労働局では、令和2年度の重点対策として「誰もが安心して働ける環境づくり」の実現をかけた、今後とも関係法令の周知徹底を図るとともに、法定労働条件に関する問題点を有する事業場に対して効果的な監督指導を実施していきます。また、重大又は悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処します。(資料2 令和2年度北海道労働局労働基準部行政運営方針)

1 監督指導結果の概要(「資料1」の1)

(1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した5,864事業場のうち3,690事業場(62.9%)でした。

(2) 主な違反事項は、

危険な作業をさせていたなどの安全基準に関するもの 1,167件(19.9%)
違法な時間外労働など労働時間に関するもの 1,053件(18.0%)
賃金不払残業など割増賃金に関するもの 788件(13.4%)

などでした。

2 業種別の違反状況(「資料1」の2)

(1) 違反事業場比率の高い業種は、運輸交通業81.9%、接客娯楽業74.2%、製造業69.0%でした。

(2) 主な業種の違反事項は、

製造業 安全基準302件(32.9%)、労働時間246件(26.8%)、割増賃金158件(17.2%)
建設業 安全基準631件(29.9%)、労働時間124件(5.9%)、割増賃金96件(4.5%)
運輸交通業 労働時間134件(42.5%)、割増賃金67件(21.3%)、医師の意見聴取55件(17.5%)
商業 割増賃金158件(17.0%)、労働時間156件(16.8%)、労働条件の明示86件(9.2%)

などでした。

()労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のこと

1 監督指導結果の概要

(1) 平成30年から平成31年(令和元年)の各年に、北海道内の17労働基準監督署・支署が実施した監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数及び違反事業場比率は、表1及び2頁の図1のとおりです。

平成31年は5,864件のうち3,690件(62.9%)で労働基準関係法令違反が認められました。労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分(1)は202件でした。

表1 監督指導実施状況・法違反状況

平成31年 監督実施状況及び措置状況

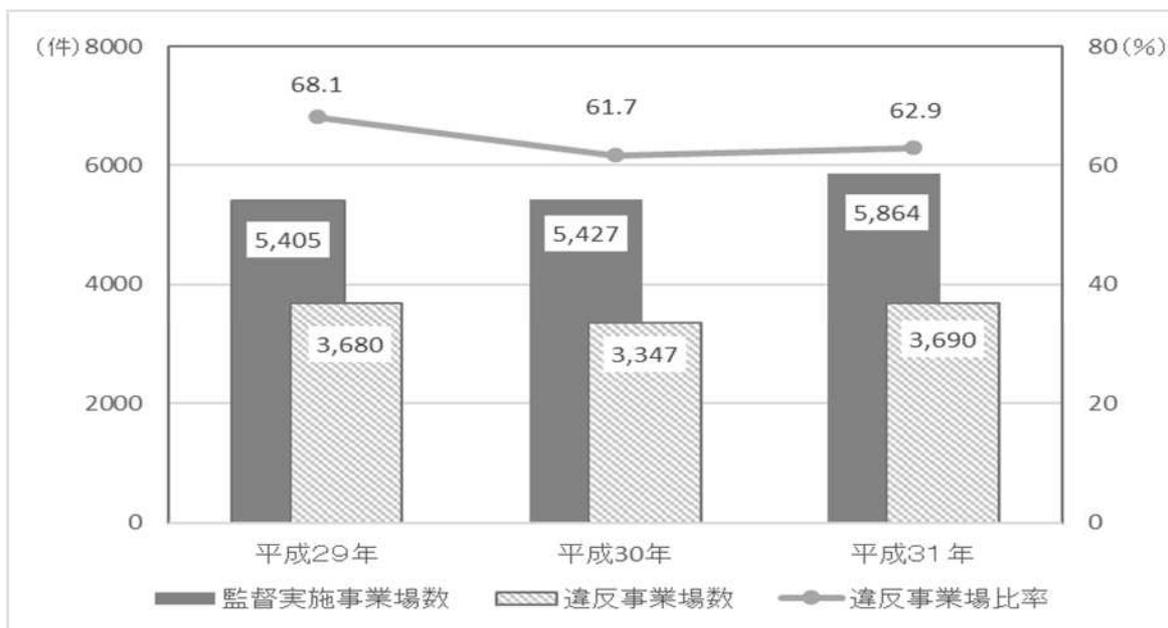
上段:事業場数
下段:違反事業場比率

年	(業種)	監督指導実施事業場数	違反事業場数	対使用停止等処分(事業場数)	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)					
					15条	32条	40条	37条	20~25条		66条	66条の4	66条の8
					労働条件の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断	医師の意見聴取	時間把握	
平成31年	全業種	5,864	3,690	202	392	1,053	788	1,167	149	357	404	114	
			62.9%	3.4%	6.7%	18.0%	13.4%	19.9%	2.5%	6.1%	6.9%	1.9%	
	製造業	917	633		75	246	158	302	73	59	79	11	
			69.0%		8.2%	26.8%	17.2%	32.9%	8.0%	6.4%	8.6%	1.2%	
	建設業	2,111	1,296		33	124	96	631	48	27	50	11	
			61.4%		1.6%	5.9%	4.5%	29.9%	2.3%	1.3%	2.4%	0.5%	
	運輸交通業	315	258		37	134	67	48	7	21	55	14	
			81.9%		11.7%	42.5%	21.3%	15.2%	2.2%	6.7%	17.5%	4.4%	
	商業	930	491		86	156	158	47	9	66	58	24	
		52.8%		9.2%	16.8%	17.0%	5.1%	1.0%	7.1%	6.2%	2.6%		
保健衛生業	317	215		27	79	71	7	1	38	38	14		
		67.8%		8.5%	24.9%	22.4%	2.2%	0.3%	12.0%	12.0%	4.4%		
接客娯楽業	310	230		44	101	92	9	1	87	35	6		
		74.2%		14.2%	32.6%	29.7%	2.9%	0.3%	28.1%	11.3%	1.9%		
清掃・と畜業	263	130		23	61	42	27	2	9	13	6		
		49.4%		8.7%	23.2%	16.0%	10.3%	0.8%	3.4%	4.9%	2.3%		
その他	322	185		22	94	59	9	4	17	41	14		
		57.5%		6.8%	29.2%	18.3%	2.8%	1.2%	5.3%	12.7%	4.3%		
平成30年	全業種	5,427	3,347										
			61.7%										
平成29年	全業種	5,405	3,680										
			68.1%										

(1) 業種は、監督指導実施事業場数が100を超えるものを掲げました。

(2) 機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官がただちに機械等の使用停止や作業禁止などを命ずる行政処分のこと。

図1 監督指導実施事業場数等の状況



(2) 主な違反事項別の違反事業場数等は図2のとおりです。労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが1,167件(19.9%)、現在、重点的に取り組んでいる長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関するものが1,053件(18.0%)と多く、次いで割増賃金に関するものが788件(13.4%)、健康診断の結果異常所見が見られた方の健康を保持するための措置についての医師の意見聴取に関するものが404件(6.9%)、健康診断が357件(6.1%)となっています。また、労働安全衛生法の改正により、昨年4月1日より労働時間を把握することが法律で規定されましたが、労働時間の把握に関するものが114件(1.9%)となっております。

図2 主な違反事項別の違反事業場数等の状況

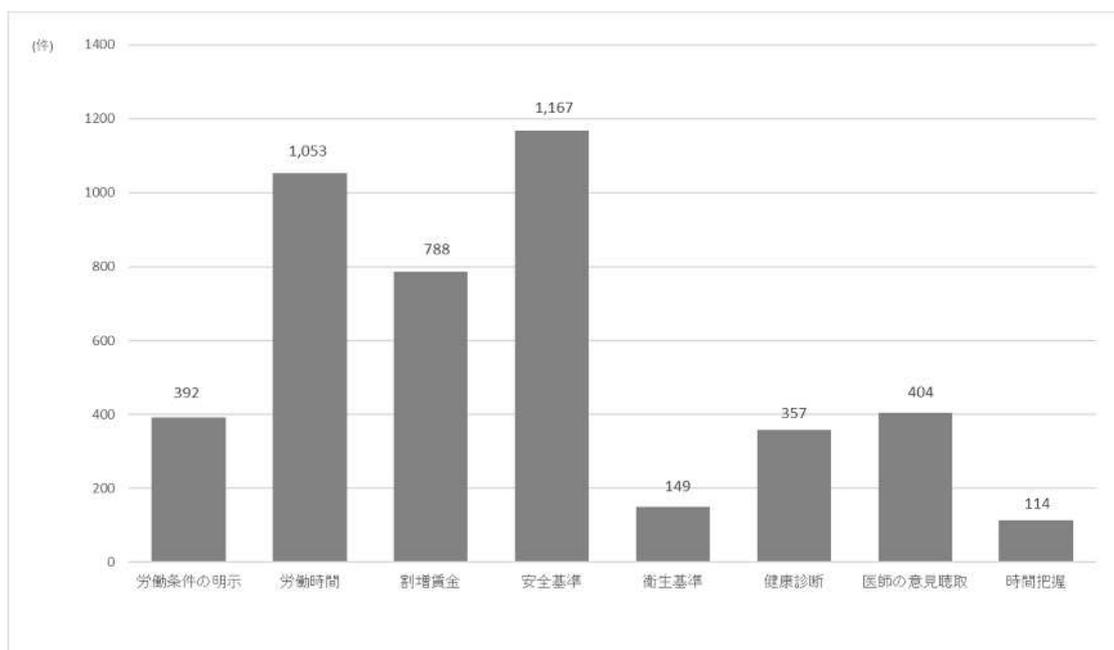


表2 主な違反事項の態様

違反事項	主な態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働に関する協定(36 協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 36 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えて長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 開口部等墜落の危険がある箇所に墜落防止用の手すり等を設けていない。 機械に有効な安全装置を設けていない。 機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取り扱い上の注意事項等を掲示していない。 特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。 粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。 有害業務に従事する労働者に対して、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に特定健康診断を行っていない。
医師等の意見聴取 (安衛法 66 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果異常の所見があると診断された者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴いていない。
時間把握 (安衛法 66 条の 8 の 3)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者について労働時間の把握を行っていない。 出勤簿に押印するのみで、タイムカード等客観的に把握できる方法で始業時刻や終業時刻を把握していない。

2 業種別の違反状況

(1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は 4 頁の図 3、図 4 のとおりです。死亡労働災害の撲滅を始めとする労働災害の防止、化学物質による健康障害防止等のため、建設業、製造業を始めとする工業的業種に対する監督指導が多くなっています。

また、商業などの第三次産業や運輸交通業に対しては、働き方改革の柱の一つである長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図るため、多様な業種に対して監督指導を実施しています。

図3 主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

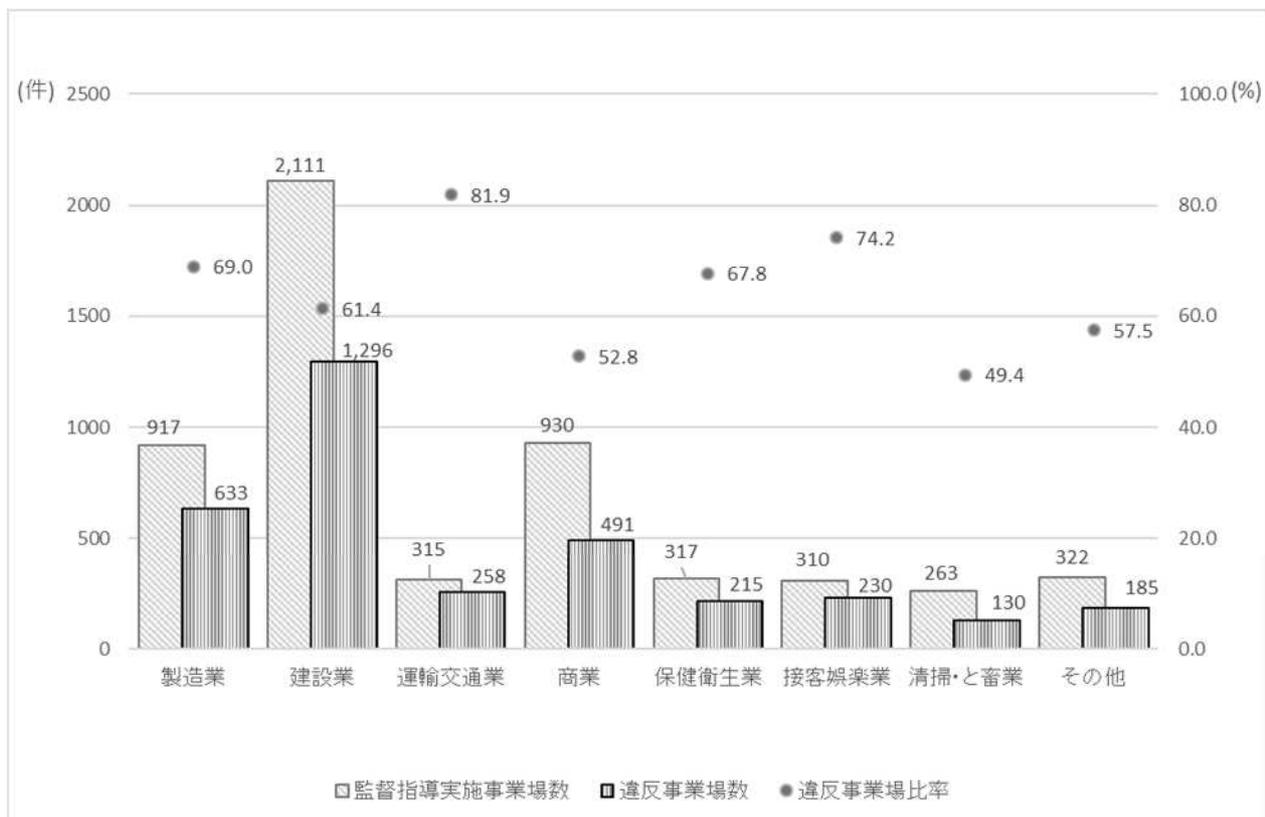
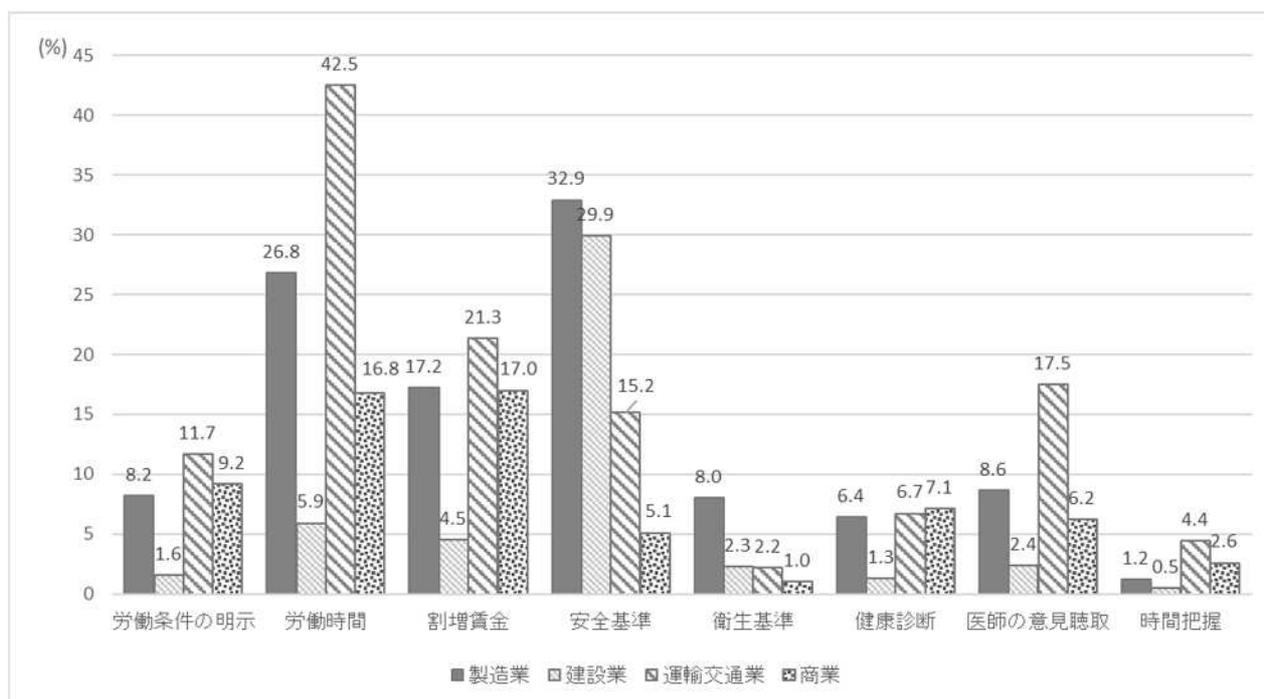


図4 主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反と、機械・設備等の安全基準に関する違反がともに20%を超え、次いで割増賃金に関する違反が多くなっています。

(3) 建設業

違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、建設重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関するものが多くなっています。その要因として、元請事業者が下請事業者に対して必要な指導を行っていないこともあげられ、元請事業者及び下請事業者の両者に対して指導を行っています。

(4) 運輸交通業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が42.5%と他の業種に比べて高く、次いで割増賃金に関する違反が20%を超えております。

(5) 商業

賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が17.0%と最も多く、次いで長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が多くなっています。